公告第 07－079 号
令和 7 年 5 月 1 日

被保険者各位

ＧＬＶ健康保険組合
理事長　石川　雅一
（ 公 印 省 略 ）

ＧＬＶ健康保険組合規程の制定について

インセンティブポイント制度利用規程を制定いたしましたので、組合事務取扱規定第 5 条に基づき、お知らせいたします。

記

３８．インセンティブポイント制度利用規程

（目　的）

第１条　この規程は、ＧＬＶ健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及び被扶養者に対して、各種保健事業施策の結果に基づきインセンティブを付与することでヘルスリテラシーの向上を図り、加入者の疾病予防及び健康増進に資することを目的とする。

２　インセンティブポイント制度（以下、「本制度」という。）の利用者の範囲は被保険者及び被扶養者とする。

（事業の内容）

第２条　健康保険組合の保健事業として、健康維持促進、生活習慣病予防などに寄与できる幅広い事業を企画するとともに、当該事業をより活性化させるため、インセンティブとして健康に関する取組の難易度等を考慮し補助金としてポイントを被保険者に付与する。

２　被保険者は、付与されたポイントは商品等に交換することができる。

３　被保険者がインセンティブポイントを利用した金額は、ＧＬＶ健康保険組合が全額負担する。

（本制度の運営）

第３条　本制度は、運営を外部委託できることとする。

２　本制度の運営に当たっては、原則として組合のホームページ内のカフェテリア専用サイトを利用する。

３　被保険者一人一人に対し、本制度用のユーザーＩＤとパスワードを付与し、被保険者はユーザーＩＤとパスワードの管理に責任を負うものとする。

（インセンティブポイントの付与）

第４条　被保険者に付与するインセンティブポイント対象の項目、付与数、利用期限は、毎年度、組合会に諮り議決の上、公表する。

２　インセンティブポイントは本制度の中でのみ有効であり、換金することはできない。

３　適用事業所間の転籍者、任意継続被保険者に関しても前項の規定を適用するが、資格取得年については、退職時の残りポイント数を引き継ぐものとする。

（利用申込）

第５条　本制度を利用しようとする者は、組合のホームページからカフェテリア専用サイトまたは指定された先にアクセスし、それぞれ指定された申込方法にて申込を行う。また、利用可能なインセンティブポイント数を確認し、その範囲で利用申込を行う。

（利用の取消）

第６条　本制度の利用申込を行った者が利用申込の取消を行う場合は、カフェテリア専用サイト及び指定された先の方法で取消を行う。

２　利用取消により発生した違約金等は申込者の負担とし、申込者が指定先に支払うものとする。その場合、インセンティブポイントは使用できない。

（利用者の心得）

第７条　本制度利用者は次の事項を遵守しなければならない。

（１）本サービスの利用のために定められたメニュー毎の利用方法等を遵守すること。

（２）利用者は本制度の利用者としての資格を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

（３）本制度で得た各メニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却並びにこれらに準ずる行為は行わないこと。

（利用上の注意）

第８条　本制度申込者のうち、次の事項が発生した場合は組合の補助金は給付しない。

（１）本制度の所定の手続きをしないで利用した場合。

（２）利用者本人の利用可能インセンティブポイント数を超えて利用した場合。

（３）本制度を不正に利用した場合。

２　前項の場合において組合が損害を受けた場合においては、これを利用者から賠償させるものとする。

附　　則

この規程は、令和７年５月１日から施行する。

以上